

文京区訓令第十七号

庁 中 一 般
事 業 所
事 務 局

文京区保有個人情報等の安全管理のための管理体制に関する規程を次のように定める。

令和八年八月二十四日

文京区長 成 澤 廣 修

文京区保有個人情報等の安全管理のための管理体制に関する規程

（趣旨）

第一条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）及び行政
手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番
号法」という。）に基づき、保有個人情報及び区が保有する個人番号（以下「保有個人情報等」という。）の安
全管理のための必要かつ適切な措置を実施するための管理体制について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規程において使用する用語の意義は、法、番号法及び文京区個人情報の保護に関する法律等施行規
則（令和五年三月文京区規則第三十四号）において使用する用語の例による。

（個人情報保護管理総括責任者の職務）

第三条 個人情報保護管理総括責任者は、保有個人情報等の適正な管理に関する事務を総括し、個人情報保護管
理責任者、個人情報保護事務取扱者及び保有個人情報等を取り扱う事務に従事する職員に対して、保有個人情
報等の取扱いについて理解を深め、保有個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るため、啓発その他を目的

として必要な教育及び研修を行う。

（個人情報保護管理責任者の職務等）

第四条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報等を適正に管理するため、当該課における保有個人情報等の取扱全般について、当該課の職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）を指揮監督し、次に掲げる措置を実施する。

- 一 保有個人情報等の適正な管理について必要な措置を講ずること。
- 二 保有個人情報等の管理の状況について点検を行うこと。
- 三 保有個人情報等の保護に関して、職員への意識啓発を行うこと。
- 四 情報漏えい等の事故の発生又は兆候等を把握した場合の体制を整備すること。
- 五 保有個人情報等を取り扱う事務に従事する職員を指定すること。
- 六 当該課の職員に対して、保有個人情報等の適切な管理のために、個人情報保護管理総括責任者が実施する研修への参加の機会を付与する等の措置を講ずること。

2 個人情報保護管理責任者は、前項第五号の規定による職員の指定を行うに当たっては、保有個人情報等の利用目的を達成するために必要最小限の職員に限定しなければならない。

（個人情報保護事務取扱者の職務）

第五条 個人情報保護事務取扱者は、個人情報保護管理責任者を補佐し、当該課における次に掲げる事務その他保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

一 保有個人情報を取り扱う事務の登録（文京区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和五年三月文京区条例第一号）第四条第一項に規定する登録をいう。）の有無の確認

二 保有個人情報等の利用及び提供に係る手続の実施の有無の確認

三 前二号に掲げるもののほか、個人情報保護制度に係る手続の実施の有無の確認

（個人情報保護監査責任者の職務）

第六条 個人情報保護監査責任者は、区における保有個人情報等の適切な管理を検証するため、保有個人情報等の安全管理措置の状況について、定期又は随時に監査を行い、その結果を個人情報保護管理総括責任者に報告するものとする。

（点検）

第七条 個人情報保護管理責任者は、当該課における保有個人情報等が記録されている媒体の管理、保有個人情報等に係る処理の状況、保有個人情報等の保管方法等について、定期又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を個人情報保護管理総括責任者に報告するものとする。

（評価及び見直し等）

第八条 個人情報保護管理総括責任者及び個人情報保護管理責任者は、監査又は点検の結果を踏まえ、保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。